

青森市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年青森市条例第十号）の一部改正【第八条関係】

新旧対照表

改正後	改正前
<p>(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)</p> <p>第八条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障を及ぼすおそれがない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>一～十 [略]</p> <p><u>[削除]</u></p> <p>十一 [略]</p> <p>6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障を及ぼすおそれがな</p>	<p>(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)</p> <p>第八条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障を及ぼすおそれがない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>一～十 [略]</p> <p><u>十一 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）</u></p> <p>十二 [略]</p> <p>6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障を及ぼすおそれがな</p>

改正後	改正前
<p>いは、当該<u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</u>の定期巡回サービス又は同一<u>敷地</u>内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。</p> <p>7～12 [略]</p> <p>(管理者)</p> <p>第九条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)</p> <p>第二十六条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一～七 [略]</p> <p>八 指定定期巡回・随時対応型訪問介護</p>	<p>いは、当該<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</u>の定期巡回サービス又は同一<u>施設</u>内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。</p> <p>7～12 [略]</p> <p>(管理者)</p> <p>第九条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)</p> <p>第二十六条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一～七 [略]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないこと。</u></p> <p>九 <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</u></p> <p>十・十一 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(掲示)</p> <p>第三十六条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項<u>（以下この条において単に「重要事項」という。）</u>を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させ</p>	<p>[追加]</p> <p>八・九 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(掲示)</p> <p>第三十六条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項_____を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させ</p>

改正後	改正前
<p>ることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第四十四条 [略]</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 <u>第二十二條第二項の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三・四 [略]</p> <p>五 <u>第二十六條第一項第九号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>六 <u>第三十條の規定による</u>保険者市町村への通知に係る記録</p> <p>七 <u>第四十條第二項の規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p>八 [略]</p> <p>九 <u>第四十二條第二項の規定による</u>事故</p>	<p>ることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>[追加]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第四十四条 [略]</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 <u>第二十二條第二項に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三・四 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>五 <u>第三十條に規定する</u>保険者市町村への通知に係る記録</p> <p>六 <u>第四十條第二項に規定する</u>苦情の内容等の記録</p> <p>七 [略]</p> <p>八 <u>第四十二條第二項に規定する</u>事故</p>

改正後	改正前
<p>の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>3 [略]</p> <p>(訪問介護員等の員数)</p> <p>第四十九条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。</p> <p>4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>一～十 [略]</p> <p><u>[削除]</u></p> <p>十一 [略]</p> <p>5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に</p>	<p>の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>3 [略]</p> <p>(訪問介護員等の員数)</p> <p>第四十九条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。</p> <p>4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>一～十 [略]</p> <p>十一 指定介護療養型医療施設</p> <p>十二 [略]</p> <p>5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に</p>

改正後	改正前
<p>当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該<u>指定夜間対応型訪問介護事業所</u>の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。</p> <p>6 <u>当該指定夜間対応型訪問介護事業所</u>の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第三項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。</p> <p>7 [略]</p> <p>(管理者)</p> <p>第五十条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は_____他の事業所、施設等(当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該_____他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。)の職務に</p>	<p>当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該<u>夜間対応型訪問介護事業所</u>の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。</p> <p>6 当該<u>夜間対応型訪問介護事業所</u>の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第三項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。</p> <p>7 [略]</p> <p>(管理者)</p> <p>第五十条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は<u>同一敷地内の</u>他の事業所、施設等(当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該<u>同一敷地内の</u>他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。)の職務に</p>

改正後	改正前
<p>従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第七条第一項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。</p> <p>（指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針）</p> <p>第五十三条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一～四 [略]</p> <p>五 <u>指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。</u></p> <p>六 <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</u></p> <p>七～九 [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第七条第一項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。</p> <p>（指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針）</p> <p>第五十三条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一～四 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>五～七 [略]</p> <p>2 [略]</p>

改正後	改正前
<p>(記録の整備)</p> <p>第六十条 [略]</p> <p>2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 次条において準用する第二十二條第二項の<u>規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 <u>第五十三條第一項第六号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>四 次条において準用する第三十條の規定による保険者市町村への通知に係る記録</p> <p>五 次条において準用する第四十條第二項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>六 次条において準用する第四十二條第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>3 [略]</p> <p>(管理者)</p> <p>第六十一條の四 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第六十条 [略]</p> <p>2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 次条において準用する第二十二條第二項に<u>規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>[追加]</p> <p>三 次条において準用する第三十條に規定する保険者市町村への通知に係る記録</p> <p>四 次条において準用する第四十條第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>五 次条において準用する第四十二條第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>3 [略]</p> <p>(管理者)</p> <p>第六十一條の四 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業</p>

改正後	改正前
<p>所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第六十一条の九 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一～四 [略]</p> <p>五 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。</p> <p>六 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</p> <p>七～九 [略]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第六十一条の十九 [略]</p>	<p>所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第六十一条の九 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一～四 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>五～七 [略]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第六十一条の十九 [略]</p>

改正後	改正前
<p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 次条において準用する第二十二條第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 <u>第六十一條の九第六号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>四 次条において準用する第三十條の規定による保険者市町村への通知に係る記録</p> <p>五 次条において準用する第四十條第二項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>六 前條第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>七 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第六十一條の二十の三 第十一條から第十五條まで、第十七條から第二十條まで、第二十二條、第二十四條、第三十條、第</p>	<p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 次条において準用する第二十二條第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>[追加]</p> <p>三 次条において準用する第三十條に規定する保険者市町村への通知に係る記録</p> <p>四 次条において準用する第四十條第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>五 前條第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>六 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第六十一條の二十の三 第十一條から第十五條まで、第十七條から第二十條まで、第二十二條、第二十四條、第三十條、第</p>

改正後	改正前
<p>三十四条の二、第三十六条から第四十条まで、第四十二条の二、第四十三条、第五十五条及び第六十一条の二、第六十一条の四、第六十一条の五第四項並びに前節（第六十一条の二十を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第六十一条の十二に規定する運営規程をいう。第三十六条第一項において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第三十四条の二第二項、第三十六条第一項並びに第四十二条の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第六十一条の五第四項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供</p>	<p>三十四条の二、第三十六条から第四十条まで、第四十二条の二、第四十三条、第五十五条及び第六十一条の二、第六十一条の四、第六十一条の五第四項並びに前節（第六十一条の二十を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第六十一条の十二に規定する運営規程をいう。第三十六条第一項において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第三十四条の二第二項、第三十六条第一項並びに第四十二条の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第六十一条の五第四項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供</p>

改正後	改正前
<p>する場合」と、第六十一条の十第五項、第六十一条の十三第三項及び第四項並びに第六十一条の十六第二項第一号及び第三号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第六十一条の十九第二項第二号中「次条において準用する第二十二条第二項」とあるのは「第二十二条第二項」と、<u>同項第四号</u>中「次条において準用する第三十条」とあるのは「第三十条」と、<u>同項第五号</u>中「次条において準用する第四十条第二項」とあるのは「第四十条第二項」と読み替えるものとする。</p> <p>(管理者)</p> <p>第六十一条の二十四 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(指定療養通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第六十一条の三十 指定療養通所介護の方</p>	<p>する場合」と、第六十一条の十第五項、第六十一条の十三第三項及び第四項並びに第六十一条の十六第二項第一号及び第三号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第六十一条の十九第二項第二号中「次条において準用する第二十二条第二項」とあるのは「第二十二条第二項」と、<u>同項第三号</u>中「次条において準用する第三十条」とあるのは「第三十条」と、<u>同項第四号</u>中「次条において準用する第四十条第二項」とあるのは「第四十条第二項」と読み替えるものとする。</p> <p>(管理者)</p> <p>第六十一条の二十四 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(指定療養通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第六十一条の三十 指定療養通所介護の方</p>

改正後	改正前
<p>針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一・二 [略]</p> <p><u>三 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。</u></p> <p><u>四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</u></p> <p><u>五～七 [略]</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第六十一条の三十七 [略]</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 次条において準用する第二十二条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p><u>四 第六十一条の三十第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急や</u></p>	<p>針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p><u>三～五 [略]</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第六十一条の三十七 [略]</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 次条において準用する第二十二条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>むを得ない理由の記録</u></p> <p><u>五</u> 次条において準用する第三十条の<u>規定による</u>保険者市町村への通知に係る記録</p> <p><u>六</u> 次条において準用する第四十条第二項の<u>規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p><u>七</u> 次条において準用する第六十一条の十八第二項の<u>規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p><u>八</u> [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(管理者)</p> <p>第六十四条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 [略]</p>	<p><u>四</u> 次条において準用する第三十条に<u>規定する</u>保険者市町村への通知に係る記録</p> <p><u>五</u> 次条において準用する第四十条第二項に<u>規定する</u>苦情の内容等の記録</p> <p><u>六</u> 次条において準用する第六十一条の十八第二項に<u>規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p><u>七</u> [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(管理者)</p> <p>第六十四条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 [略]</p>

改正後	改正前
<p>第六十八条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、_____他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第七十二条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一～四 [略]</p> <p>五 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。</p>	<p>第六十八条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、<u>同一敷地内にある</u>他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第七十二条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一～四 [略]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>六 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</u></p> <p><u>七・八</u> [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(認知症対応型通所介護計画の作成)</p> <p>第七十三条 指定認知症対応型通所介護事業所（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）の管理者（第六十四条又は第六十八条の管理者をいう。以下この条_____において同じ。）は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。</p> <p>2～6 [略]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第八十一条 [略]</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備</p>	<p>[追加]</p> <p><u>五・六</u> [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(認知症対応型通所介護計画の作成)</p> <p>第七十三条 指定認知症対応型通所介護事業所（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）の管理者（第六十四条又は第六十八条の管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。</p> <p>2～6 [略]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第八十一条 [略]</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備</p>

改正後	改正前
<p>し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 次条において準用する第二十二條第二項の<u>規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 <u>第七十二條第一項第六号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>四 次条において準用する第三十條の<u>規定による</u>保険者市町村への通知に係る記録</p> <p>五 次条において準用する第四十條第二項の<u>規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p>六 次条において準用する第六十一條の十八第二項の<u>規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>七 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第八十四條 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 次の表の上欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置く</p>	<p>し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 次条において準用する第二十二條第二項に<u>規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>[追加]</p> <p>三 次条において準用する第三十條に<u>規定する</u>保険者市町村への通知に係る記録</p> <p>四 次条において準用する第四十條第二項に<u>規定する</u>苦情の内容等の記録</p> <p>五 次条において準用する第六十一條の十八第二項に<u>規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>六 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第八十四條 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 次の表の上欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置く</p>

改正後	改正前
<p>第八十五条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。 <u>ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>3 前二項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第二十条の二の二に規定する老人デ</p>	<p>第八十五条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。 <u>ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第六項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第百十五条の四十五第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第一号二に規定する第一号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>3 前二項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第二十条の二の二に規定する老人デ</p>

改正後	改正前
<p>イサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第百九十六条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第八条第二項に規定する政令で定める者をいう。次条、第百十三条第三項、第百十四条、第百九十五条第三項及び第百九十六条において同じ。）として三年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>（指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針）</p> <p>第九十四条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一～四 [略]</p> <p>五 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を</p>	<p>イサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第百九十六条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第八条第二項に規定する政令で定める者をいう。次条、第百十三条第三項、第百十四条、第百九十五条第二項及び第百九十六条において同じ。）として三年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>（指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針）</p> <p>第九十四条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一～四 [略]</p> <p>五 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を</p>

改正後	改正前
<p>行ってはならないこと。</p> <p>六 [略]</p> <p>七 指定小規模多機能型居宅介護事業者 <u>は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならないこと。</u></p> <p>イ <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>ロ <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p>ハ <u>介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>八・九 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）</u></p> <p>第一百八条の二 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の</p>	<p>行ってはならないこと。</p> <p>六 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>七・八 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。</u></p> <p>（記録の整備）</p> <p>第九十九条 [略]</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 次条において準用する第二十二條第二項の<u>規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>四 第九十四條第一項第六号の<u>規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>五 次条において準用する第三十條の<u>規定による</u>保険者市町村への通知に係る記録</p> <p>六 次条において準用する第四十條第二</p>	<p>（記録の整備）</p> <p>第九十九条 [略]</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 次条において準用する第二十二條第二項に<u>規定する</u> 提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>四 第九十四條第一項第六号に<u>規定する</u> 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>五 次条において準用する第三十條に<u>規定する</u> 保険者市町村への通知に係る記録</p> <p>六 次条において準用する第四十條第二</p>

改正後	改正前
<p>項の<u>規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p>七 次条において準用する第四十二条第二項の<u>規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>八 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(管理者)</p> <p>第百十三条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等_____の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第百二十三条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定</p>	<p>項に<u>規定する</u>苦情の内容等の記録</p> <p>七 次条において準用する第四十二条第二項に<u>規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>八 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(管理者)</p> <p>第百十三条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の</u>職務に従事することができるものとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第百二十三条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定</p>

改正後	改正前
<p>介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、</p> <hr/> <p>当該共同生活住居の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、この限りでない。</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第二百二十七条 [略]</p> <p>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。</p> <p>一 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。</p> <p>二 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。</p> <p>3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない</p>	<p>介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、この限りでない。</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第二百二十七条 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>い。</u></p> <p><u>4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p><u>6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>7・8</u> [略]</p> <p>(記録の整備)</p>	<p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p><u>2・3</u> [略]</p> <p>(記録の整備)</p>

改正後	改正前
<p>第二百二十九条 [略]</p> <p>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 <u>第百十七条第二項の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 <u>第百十九条第六項の規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>四 次条において準用する<u>第三十条の規定による</u>保険者市町村への通知に係る記録</p> <p>五 次条において準用する<u>第四十条第二項の規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p>六 次条において準用する<u>第四十二条第二項の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>七 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第百三十条 第十一条、第十二条、第十四条、第十五条、第二十四条、第三十条、第三十四条の二、第三十六条から第三十</p>	<p>第二百二十九条 [略]</p> <p>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 第百十七条第二項に<u>規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 第百十九条第六項に<u>規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>四 次条において準用する第三十条に<u>規定する</u>保険者市町村への通知に係る記録</p> <p>五 次条において準用する第四十条第二項に<u>規定する</u>苦情の内容等の記録</p> <p>六 次条において準用する第四十二条第二項に<u>規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>七 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第百三十条 第十一条、第十二条、第十四条、第十五条、第二十四条、第三十条、第三十四条の二、第三十六条から第三十</p>

改正後	改正前
<p>八条まで、第四十条、第四十二条から第四十三条まで、第六十一条の十一、第六十一条の十六、第六十一条の十七第一項から第四項まで、第一百一条、<u>第一百零四条、第一百零六条及び第一百零八条の二</u>の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条に規定する運営規程」とあるのは「第一百二十四条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第三十四条の二第二項、第三十六条第一項並びに第四十二条の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第六十一条の十一第二項中「この節」とあるのは「第六章第四節」と、第六十一条の十六第二項第一号及び第三号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第六十一条の十七第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と、第一百一条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第一百零四条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p>	<p>八条まで、第四十条、第四十二条から第四十三条まで、第六十一条の十一、第六十一条の十六、第六十一条の十七第一項から第四項まで、第一百一条、第一百零四条<u>及び第一百零六条</u>の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条に規定する運営規程」とあるのは「第一百二十四条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第三十四条の二第二項、第三十六条第一項並びに第四十二条の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第六十一条の十一第二項中「この節」とあるのは「第六章第四節」と、第六十一条の十六第二項第一号及び第三号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第六十一条の十七第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と、第一百一条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第一百零四条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(従業者の員数)</p> <p>第百三十二条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 第一項第一号、第三号及び第四号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>一 [略]</p> <p><u>二 [削除]</u></p> <p>三 [略]</p> <p>8～10 [略]</p> <p><u>11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第一項第二号イの規定の適用については、当該規定中「一」とあるのは、「〇・九」とする。</u></p> <p><u>二 第五十一条において準用する第八十二条の二に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の</u></p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第百三十二条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 第一項第一号、第三号及び第四号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>一 [略]</p> <p><u>二 病院（当該病院が、指定介護療養型医療施設の場合に限る。） 介護支援専門員</u></p> <p>三 [略]</p> <p>8～10 [略]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>実施を定期的に確認していること。</u></p> <p><u>イ 利用者の安全及びケアの質の確保</u></p> <p><u>ロ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮</u></p> <p><u>ハ 緊急時の体制整備</u></p> <p><u>ニ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検</u></p> <p><u>ホ 地域密着型特定施設従業者に対する研修</u></p> <p><u>三 介護機器を複数種類活用していること。</u></p> <p><u>三 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。</u></p> <p><u>四 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。</u></p> <p>(管理者)</p> <p>第百三十三条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支</p>	<p>(管理者)</p> <p>第百三十三条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支</p>

改正後	改正前
<p>障を及ぼすおそれがない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等、本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。</p> <p>（協力医療機関等）</p> <p>第百四十九条 [略]</p> <p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。</p> <p>一 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。</p> <p>二 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。</p> <p>3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した</p>	<p>障を及ぼすおそれがない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等、本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。</p> <p>（協力医療機関等）</p> <p>第百四十九条 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p><u>6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>7 [略]</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第五十条 [略]</p> <p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結</p>	<p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p><u>2 [略]</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第五十条 [略]</p> <p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結</p>

改正後	改正前
<p>の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 第三百三十八条第二項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 第四十条第五項<u>の規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>四 第四十八条第三項<u>の規定による</u>結果等の記録</p> <p>五 次条において準用する第三十条<u>の規定による</u>保険者市町村への通知に係る記録</p> <p>六 次条において準用する第四十条第二項<u>の規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p>七 次条において準用する第四十二条第二項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>八 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第五十一条 第十四条、第十五条、第二十四条、第三十条、第三十四条の二、第三十六条から第四十条まで、第四十二条から第四十三条まで、第六十一条の十一、</p>	<p>の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 第三百三十八条第二項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 第四十条第五項<u>に規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>四 第四十八条第三項<u>に規定する</u>結果等の記録</p> <p>五 次条において準用する第三十条<u>に規定する</u>保険者市町村への通知に係る記録</p> <p>六 次条において準用する第四十条第二項<u>に規定する</u>苦情の内容等の記録</p> <p>七 次条において準用する第四十二条第二項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>八 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第五十一条 第十四条、第十五条、第二十四条、第三十条、第三十四条の二、第三十六条から第四十条まで、第四十二条から第四十三条まで、第六十一条の十一、</p>

改正後	改正前
<p>第六十一条の十五、第六十一条の十六、第六十一条の十七第一項から第四項まで、第百一条及び第百八条の二の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十四条の二第二項、第三十六条第一項並びに第四十二条の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第六十一条の十一第二項中「この節」とあるのは「第七章第四節」と、第六十一条の十六第二項第一号及び第三号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第六十一条の十七第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第百五十三条 [略]</p> <p>2～7 [略]</p> <p>8 第一項第二号及び第四号から第六号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次の各号に掲げる本</p>	<p>第六十一条の十五、第六十一条の十六、第六十一条の十七第一項から第四項まで、及び第百一条 の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十四条の二第二項、第三十六条第一項並びに第四十二条の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第六十一条の十一第二項中「この節」とあるのは「第七章第四節」と、第六十一条の十六第二項第一号及び第三号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第六十一条の十七第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第百五十三条 [略]</p> <p>2～7 [略]</p> <p>8 第一項第二号及び第四号から第六号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次の各号に掲げる本</p>

改正後	改正前
<p>体施設の区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 病院 _____ _____<u>栄養士又は管理栄養士（病床数百以上の病院の場合に限る。）</u> _____</p> <p>四 [略]</p> <p>9～16 [略]</p> <p>(設備)</p> <p>第百五十五条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一～五 [略]</p> <p>六 医務室 医療法<u>（昭和二十三年法律第二百五号）</u>第一条の五第二項に規定する診療所であることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器が備えられているとともに、必要に応じて臨床検査設備が設けられていること（本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設につ</p>	<p>体施設の区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 病院 <u>病床数百以上の病院の場合にあっては</u>栄養士又は管理栄養士、<u>指定介護療養型医療施設の場合にあっては、介護支援専門員</u></p> <p>四 [略]</p> <p>9～16 [略]</p> <p>(設備)</p> <p>第百五十五条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一～五 [略]</p> <p>六 医務室 医療法_____第一条の五第二項に規定する診療所であることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器が備えられているとともに、必要に応じて臨床検査設備が設けられていること（本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設につ</p>

改正後	改正前
<p>いては、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器が備えられているとともに、必要に応じて臨床検査設備が設けられている場合に限り、医務室が設けられることを要しないものであること。)</p> <p>七～九 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第六十八條の二 指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第五十三條第一項第一号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、一年に一回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。</p>	<p>いては、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器が備えられているとともに、必要に応じて臨床検査設備が設けられている場合に限り、医務室が設けられることを要しないものであること。)</p> <p>七～九 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第六十八條の二 指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第五十三條第一項第一号に掲げる医師_____との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p>(管理者による管理)</p> <p>第六十九条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、_____他の事業所、施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。</p> <p>(計画担当介護支援専門員の業務)</p> <p>第七十条 指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、計画担当介護支援専門員に、第六十一条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行わせるものとする。</p> <p>一～四 [略]</p> <p>五 第六十条第五項<u>の規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由<u>の記録を行う</u>こと。</p> <p>六 第八十条において準用する第四十条第二項<u>の規定による</u>苦情の内容等<u>の記録を行う</u>こと。</p> <p>七 第七十八条第三項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置</p>	<p>(管理者による管理)</p> <p>第六十九条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。</p> <p>(計画担当介護支援専門員の業務)</p> <p>第七十条 指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、計画担当介護支援専門員に、第六十一条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行わせるものとする。</p> <p>一～四 [略]</p> <p>五 第六十条第五項<u>に規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由<u>を記録する</u>こと。</p> <p>六 第八十条において準用する第四十条第二項<u>に規定する</u>苦情の内容等<u>を記録する</u>こと。</p> <p>七 第七十八条第三項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置</p>

改正後	改正前
<p>についての<u>記録を行う</u>こと。</p> <p><u>(協力医療機関等)</u></p> <p>第七十五条 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第三号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととすることができる。</u></p> <p>一 <u>入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。</u></p> <p>二 <u>当該指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。</u></p> <p>三 <u>入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。</u></p> <p>2 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設の開設</u></p>	<p>について<u>記録する</u>こと。</p> <p><u>(協力病院等)</u></p> <p>第七十五条 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院等を定めておかなければならない。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>設者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。</u></p>	
<p><u>3 指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。</u></p>	[追加]
<p><u>4 指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p>	[追加]
<p><u>5 指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。</u></p>	[追加]
<p><u>6 [略]</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第七十九条 [略]</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、入所者に対する指定地域密着型</p>	<p><u>2 [略]</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第七十九条 [略]</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設の開設者は、入所者に対する指定地域密着型</p>

改正後	改正前
<p>介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 第五十八条第二項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 第六十条第五項<u>の規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>四 次条において準用する第三十条<u>の規定による</u>保険者市町村への通知に係る記録</p> <p>五 次条において準用する第四十条第二項<u>の規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p>六 [略]</p> <p>七 前条第三項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>3 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第八十条 第十一条、第十二条、第十四条、第十五条、第二十四条、第三十条、第三十四条の二、第三十六条、第三十八条、第四十条、第四十二条の二、第四十</p>	<p>介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 第五十八条第二項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 第六十条第五項<u>に規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>四 次条において準用する第三十条<u>に規定する</u>保険者市町村への通知に係る記録</p> <p>五 次条において準用する第四十条第二項<u>に規定する</u>苦情の内容等の記録</p> <p>六 [略]</p> <p>七 前条第三項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>3 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第八十条 第十一条、第十二条、第十四条、第十五条、第二十四条、第三十条、第三十四条の二、第三十六条、第三十八条、第四十条、第四十二条の二、第四十</p>

改正後	改正前
<p>三条、第六十一条の十一、第六十一条の十五、<u>第六十一条の十七第一項から第四項まで及び第百八条の二</u>の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条に規定する運営規程」とあるのは「第百七十一条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第三十四条の二第二項、第三十六条第一項並びに第四十二条の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第十五条第一項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第二項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第六十一条の十一第二項中「この節」とあるのは「第八章第四節」と、第六十一条の十七第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と読み替えるものとする。</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第百九十条 [略]</p>	<p>三条、第六十一条の十一、第六十一条の十五<u>及び第六十一条の十七第一項から第四項まで</u> _____ の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条に規定する運営規程」とあるのは「第百七十一条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第三十四条の二第二項、第三十六条第一項並びに第四十二条の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第十五条第一項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第二項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第六十一条の十一第二項中「この節」とあるのは「第八章第四節」と、第六十一条の十七第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と読み替えるものとする。</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第百九十条 [略]</p>

改正後	改正前
<p>2～4 [略]</p> <p>5 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u></p> <p>6 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第九十二条 第十一条、第十二条、第十四条、第十五条、第二十四条、第三十条、第三十四条の二、第三十六条、第三十八条、第四十条、第四十二条の二、第四十三条、第六十一条の十一、第六十一条の十五、第六十一条の十七第一項から第四項まで、第八十二条の二、第五十六条から第五十八条まで、第六十一条、第六十四条、第六十六条から第七十条まで及び第七十四条から第七十九条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条に規定する運営規程」とあるのは「第八十九条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第三十四条の二第二項、第三十六条第一項並びに第四十二条の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第十五条第一項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介</p>	<p>2～4 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>5 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第九十二条 第十一条、第十二条、第十四条、第十五条、第二十四条、第三十条、第三十四条の二、第三十六条、第三十八条、第四十条、第四十二条の二、第四十三条、第六十一条の十一、第六十一条の十五、第六十一条の十七第一項から第四項まで_____、第五十六条から第五十八条まで、第六十一条、第六十四条、第六十六条から第七十条まで及び第七十四条から第七十九条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条に規定する運営規程」とあるのは「第八十九条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第三十四条の二第二項、第三十六条第一項並びに第四十二条の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第十五条第一項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介</p>

改正後	改正前
<p>護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第二項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第六十一の十一第二項中「この節」とあるのは「第八章第五節第三款」と、第六十一条の十七第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と、第七十条中「第六十一条」とあるのは「第九十二条において準用する第六十一条」と、同条第五号中「第六十条第五項」とあるのは「第八十五条第七項」と、同条第六号中「第八十条」とあるのは「第九十二条」と、同条第七号中「第七十八条第三項」とあるのは「第九十二条において準用する第七十八条第三項」と、第七十九条第二項中「第五十八条第二項」とあるのは「第九十二条において準用する第五十八条第二項」と、同項第三号中「第六十条第五項」とあるのは「第八十五条第七項」と、同項第四号及び第五号中「次条」とあるのは「第九十二条」と、同項第六号中「前条第三項」とあるのは「第九十二条において準用する前条第</p>	<p>護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第二項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第六十一の十一第二項中「この節」とあるのは「第八章第五節第三款」と、第六十一条の十七第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と、第七十条中「第六十一条」とあるのは「第九十二条において準用する第六十一条」と、同条第五号中「第六十条第五項」とあるのは「第八十五条第七項」と、同条第六号中「第八十条」とあるのは「第九十二条」と、同条第七号中「第七十八条第三項」とあるのは「第九十二条において準用する第七十八条第三項」と、第七十九条第二項中「第五十八条第二項」とあるのは「第九十二条において準用する第五十八条第二項」と、同項第三号中「第六十条第五項」とあるのは「第八十五条第七項」と、同項第四号及び第五号中「次条」とあるのは「第九十二条」と、同項第六号中「前条第三項」とあるのは「第九十二条において準用する前条第</p>

改正後	改正前
<p>三項」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第九十四条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <p>一～三 [略]</p> <p><u>[削除]</u></p> <p><u>四</u> [略]</p> <p>8～15 [略]</p> <p>(管理者)</p> <p>第九十五条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機</p>	<p>三項」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第九十四条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <p>一～三 [略]</p> <p><u>四 指定介護療養型医療施設（医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）</u></p> <p><u>五</u> [略]</p> <p>8～15 [略]</p> <p>(管理者)</p> <p>第九十五条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機</p>

改正後	改正前
<p>能型居宅介護事業所の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等_____の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)</p> <p>第二百条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を適切に行うこと。</p> <p>二～六 [略]</p>	<p>能型居宅介護事業所の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第七項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)</p> <p>第二百条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____適切に行うこと。</p> <p>二～六 [略]</p>

改正後	改正前
<p><u>七 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならないこと。</u></p> <p><u>イ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>ロ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>ハ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。</u></p> <p>八～十二 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第二百四条 [略]</p> <p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 <u>第二百条第一項第六号の規定による</u></p>	<p>[追加]</p> <p>七～十一 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第二百四条 [略]</p> <p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 <u>第二百条第一項第六号に規定する</u></p>

改正後	改正前
<p>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>四・五 [略]</p> <p>六 次条において準用する第二十二条第二項の<u>規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>七 次条において準用する第三十条の<u>規定による</u>保険者市町村への通知に係る記録</p> <p>八 次条において準用する第四十条第二項の<u>規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p>九 次条において準用する第四十二条第二項の<u>規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>十 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第二百五条 第十一条から第十五条まで、第二十二條、第二十四條、第三十條、第三十四條の二、第三十六條から第四十條まで、第四十二條から第四十三條まで、第六十一條の十一、第六十一條の十三、第六十一條の十六、第六十一條の十七、第八十九條から第九十二條まで、第九十五條から第九十七條まで、第九十九條、第一百條、第一百二條から第一百六條まで、<u>第</u></p>	<p>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>四・五 [略]</p> <p>六 次条において準用する第二十二条第二項に<u>規定する</u> 提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>七 次条において準用する第三十条に<u>規定する</u> 保険者市町村への通知に係る記録</p> <p>八 次条において準用する第四十条第二項に<u>規定する</u> 苦情の内容等の記録</p> <p>九 次条において準用する第四十二条第二項に<u>規定する</u> 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>十 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第二百五条 第十一条から第十五条まで、第二十二條、第二十四條、第三十條、第三十四條の二、第三十六條から第四十條まで、第四十二條から第四十三條まで、第六十一條の十一、第六十一條の十三、第六十一條の十六、第六十一條の十七、第八十九條から第九十二條まで、第九十五條から第九十七條まで、第九十九條、第一百條、第一百二條から第一百六條まで<u>及び</u></p>

改正後	改正前
<p>百八条及び第百八条の二の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条に規定する運営規程」とあるのは「第二百五条において準用する第百二条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第三十四条の二第二項、第三十六条第一項並びに第四十二条の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第六十一条の十一第二項中「この節」とあるのは「第九章第四節」と、第六十一条の十三第三項及び第四項並びに第六十一条の十六第二項第一号及び第三号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第六十一条の十七第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第八十九条中「第八十四条第十二項」とあるのは「第百九十四条第十三項」と、第九十一条及び第九十九条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、</p>	<p>第百八条 _____ の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条に規定する運営規程」とあるのは「第二百五条において準用する第百二条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第三十四条の二第二項、第三十六条第一項並びに第四十二条の二第一号及び第三号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第六十一条の十一第二項中「この節」とあるのは「第九章第四節」と、第六十一条の十三第三項及び第四項並びに第六十一条の十六第二項第一号及び第三号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第六十一条の十七第一項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「六月」とあるのは「二月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第八十九条中「第八十四条第十二項」とあるのは「第百九十四条第十三項」と、第九十一条及び第九十九条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、</p>

改正後	改正前
第百八条中「第八十四条第六項」とあるのは「第百九十四条第七項各号」と読み替えるものとする。	第百八条中「第八十四条第六項」とあるのは「第百九十四条第七項各号」と読み替えるものとする。